社会保険労務士試験　専修学校修了者　受験資格証明書

フリガナ 氏　　名	（男　・　女）
生年月日	Ｓ　・　Ｈ　　年　　月　　日生
専修学校の名称	
専修学校の所在地	
学科･コース（専攻）	学科　　コース（専攻）
入学年月日	昭和・平成　　年　　月　　日
卒業年月日	昭和・平成　　年　　月　　日
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条（平成 19 年改正前同法第 82 条の2）に定める専修学校として認可を受けた日及び文書番号 昭和 ・　　年　　月　　日 平成	
課程の区分	（　　）課程
修業年限	年
課程の修了に必要な総授業時間数	時　間

上記のとおりであることを証明します。

平成　　年　　月　　日

専　修　学　校　の　所　在　地

専　修　学　校　の　名　称

証明者（専修学校の代表者氏名･役職名）　役職名　　氏名　　印

※学校が消滅している場合は、証明事務を引き継いだ学校の代表者、または学校所在地の都道府県知事等が証明者となります。

社会保険労務士試験　専修学校修了者　受験資格証明書

フリガナ 氏　　名	フリ　ガナ　　フリ　ガナ ○　○　　○　○　　（男・女）
生年月日	（S）・H　　41 年　4 月　1 日生
専修学校の名称	○○○○専門学校
専修学校の所在地	○○県○○市○○町1－1
学科・コース（専攻）	情報処理　学科　総合ビジネス　コース（専攻）
入学年月日	（昭和）・平成　60 年　4 月　1 日
	（昭和）・平成　62 年　3 月　22 日

学校の設立認可日、文書番号ではありませんのでご注意ください。

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条（平成 19 年改正前同法第 82 条の2）に定める専修学校として認可を受けた日及び文書番号

（昭和）・平成　52 年　4 月 1 日　　○ ○ 県　指 令　第 123 号

課程の区分	（　商業実務　専　門　）課程
修業年限	2　年
課程の修了に必要な総授業時間数	1，700　時 間

専門課程であることが確認できるように必ず記載してください。

上記のとおりであることを証明します。

平成 28 年　4 月　20 日

専 修 学 校 の 所 在 地　　○○県○○○市○○○町1－1

専 修 学 校 の 名 称　　○○○○ 専 門 学 校

証明者（専修学校の代表者氏名・役職名）　学長　□ □　△ △

○○○○学校学長の印

※学校が消滅している場合は、証明事務を引き継いだ学校の代表者、または学校所在地の都道府県知事等が証明者となります。

専門学校を卒業された方の受験資格について

学歴における受験資格のうち専門学校の場合は、下表から受験資格をご確認ください。

＜受験資格コード：05＞

事項	A	B
対象となる方	専門学校を平成 7 年以降に卒業した方	① 専門学校を平成 6 年以前に卒業した方 ② Aの確認方法で「専門士」又は「高度専門士」の記載がない方
受験資格の要件 （確認方法）	「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与されていること。 卒業時に授与された「卒業証書」又は「称号授与書」に「専門士」又は「高度専門士」の記載があるか確認してください。 ※「卒業証書」又は「称号授与書」に、「専門士」又は「高度専門士」という記載がない場合は、B を確認してください。	下記の 3 つの条件の全てを満たす学校を卒業していること。 ①修業年限「2 年以上」 ②課程の修了に必要な総授業時間数「1700 時間以上」 ③専修学校の「専門課程」を修了 上記 3 つの条件を満たしているかご不明な場合は、卒業した専門学校にお問い合わせください。 ※試験センターでは回答できません。
受験資格証明書 （受験資格を有することを明らかにすることができる書面）	「卒業証書」又は「称号授与書」の写し （「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面）	「社会保険労務士試験 専修学校修了者受験資格証明書」又はその写し ※専修学校の専門課程の修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に要する総授業時間数が 1700 時間以上であることを証明する書面。 ※卒業した専門学校から発行してもらう必要があります。※注
その他	① A・Bとも、履修した内容（専門分野）は問いません。法律の分野でなくとも例えば、簿記、会計、医療、機械、コンピュータ等でも構いません。 ② A・Bとも、受験資格コードは「05」となります（社会保険労務士試験 受験案内の「受験資格一覧表（表 1）」をご参照ください）。	

※注　卒業した学校が現在無くなっている場合の証明者

①学校の経営権が別の専門学校や学校法人等に買収・譲渡されている場合
　→　過去の学籍・履修の記録などを引き継いでいる**当該学校長**などが証明者となります。
②学校が完全に消滅している場合（①の事情により事務を引き継いでいる法人等がない場合）
　→　過去の学籍・履修の記録などを引き継いでいる**当該地方公共団体の長**など（当時の学校所在地の「都道府県の教育委員会、都道府県知事」又は「市区町村長」など）が証明者となります（都道府県庁・市区町村役場でご確認ください）。

※なお、いずれの場合も、受験希望者ご自身でご確認ください。試験センターでは確認できません。

●厚生労働大臣が認めた学校等について＜受験資格コード：04＞

上記表のほか、社会保険労務士試験 受験案内のうち、厚生労働大臣が認めた学校等（受験資格コード：04）として（1）～（88）に掲げられている学校、養成所に該当するものは、受験資格があります。この場合の受験資格証明書は、「卒業証書の写し」又は「卒業証明書又はその写し」です。

専門学校卒業者は、受験資格コード「04」と「05」のいずれにも該当する場合が多いことから、上記表の受験資格証明書をご準備いただくと、受験資格の確認が容易に行えます。